

第 10 回「上海 IPG」会議 議事録

日時：2004 年 6 月 4 日

場所：上海万豪虹桥大酒店

司会進行：水田賢治（ジェトロ上海センター）

水田賢治（ジェトロ上海センター）

これより今年度第 1 回目の上海 IPG 会合を開催します。上海 IPG は今回で通算第 10 回目ということで、メンバーも急速に拡大しております。いま、私の横にネームカードを置いて座られている方々は、上海 IPG の運営幹事として非常にご尽力されている方々です。年度が改まり新しいメンバーもいらっしゃいますので、上海 IPG の運営幹事を再度ご紹介いたします。時間の関係でご挨拶は省略しますが、再度ご認識いただきたいと思います。

まず、私の右隣に座っていらっしゃる方は、上海 IPG グループ長をやっていただいている住友化学の津田総經理です。左隣がオムロンの宇野さんです。その隣は、在上海日本総領事館の渡辺領事、日東電工の永田さんと高淵さん、YKK の青木さんです。運営幹事は、上海 IPG が 2002 年 9 月に発足したということで、9 月から 8 月までの任期でやっていますので、このメンバーは今年の 8 月末までです。引き続きよろしくお願ひいたします。

続きまして本日の議題に入ります。今年度第 1 回目の会合ですので、まず昨年度の上海 IPG 活動の総括および今年度の活動について、上海 IPG 津田グループ長よりご報告をお願いいたします。

津田小亮グループ長（住友化学）

皆さん、こんにちは。2003 年総括をご説明をする前に、いまご紹介させていただきました特に運営幹事の皆さま方、また事務局で非常にご尽力をいただいております水田様には、日頃のご協力に御礼申し上げます。

また、2003 年度の総括を今回報告できるのも、このメンバーの方々のお陰でございます。

2003 年度の IPG の活動総括ということで、皆さまのお手元の資料がございますが、ご報告させていただきます。WTO 加盟後も大きな改善が見られない中国の知的財産権問題に関し、日系企業としても中国政府に対する偽物取締要請だけでなく、権利者自身がより協力的な姿勢を示すことが問題解決に向けて重要なことと認識し、上海・北京 IPG の初の合同プロジェクトとして「在中国日系企業知的財産権・摘発支援情報集」を作成しました。この情報集は日本、中国、アメリカのマスコミにも取り上げられ、広く内外に紹介されました。

また、3 月 24 日に浙江省杭州市において、浙江省および省内各市の工商行政管理局、質量技術監督局、知識産権局、杭州税關といった 29 力所の関係機関担当者 63 名を集めたセ

ミナーを開催、参加者に対してこの情報集を手交し、積極的な活動を訴えました。この時には特許庁地域政策室の服部室長がご出席されて、日本政府の方針もご説明いただけております。

第2番目、「中国政府機関との連携」。2003年度は上海IPG会合の場に上海市の工商行政管理局と税関の担当者を招き、それぞれ知財問題の取組みについて紹介をしていただきました。そして、上海IPGメンバーとの相互交流を図りました。

3番目、「情報発信の拡大」。華東地区における日系企業の知的財産問題に関し、さらなる情報の発信を図るべく、ジェトロ上海ホームページに知財コーナーを設置しております。9月以降、情報の更新はなされていないということが課題として残っております。

4番目、「2003年度上海IPG会員アンケートの実施」。上海IPG会員各社の体制や直面している問題および今後の方針等について、アンケートを実施しました。これについては、総会実施前に、毎回本運営幹事会でそのアンケートの結果を十分吟味して、運営に反映してきたと考えております。

5番目、「日本政府との連携」。在日本総領事館からも総領事あるいは領事などが上海IPGに出席され、日系企業が抱える知財問題に対し、領事館としても積極的に取り組む姿勢を見せていただいております。また、特許庁の中で模倣品対策を所管する津田審査業務部長が、10月に開催された2003年上海商標・都市経済国際会議で講演するために上海をご訪問された際に、上海IPGメンバーとの意見交換を実施しました。

6番目、「参加企業相互の情報交換」。2003年度は上海IPGメンバーのうちプラザ工業様、出光興産様、日立様、サントリー様の各社から「自社の模倣品被害および対策について」、また大阪シーリング印刷様、スリーエム様からは「自社が開発した偽造防止技術」についてそれぞれ紹介していただき、知財問題で同様の悩みを持つ上海IPGメンバー間で情報の共有を図っております。これにつきましては引き続き知的財産権侵害対策に有効な事例をタイムリーに提供できたと考えております。

以上がこの活動の総括の概要でございます。この総括について皆さんはご意見、ご質問はあるかと思いますが、2004年度のIPG活動方針もご説明させていただいて、併せて皆さま方からのご意見、ご質問等をお受けさせていただきたいと思います。

では、引き続き2004年度上海IPG活動についてご案内いたします。これも2003年度の私たちのいろいろな活動に対し皆さん方のアンケートやご意見を頂戴しております。これらの内容を十分に吟味し、2003年度の活動を踏まえて2004年度はもっと活発な活動ができるかどうか、いろいろと論議したものをご説明いたします。

まず活動方針としまして、上海IPGは2002年9月20日に発足してから1年8ヶ月が経過、発足当初47社・団体であった会員も106社・団体にまで拡大し、これまでに計9回の会合を重ね、中国華東地区における知的財産問題の情報交換の場として定着しつつあります。このような中で2003年度は、これまでの情報交換のみならず、模倣品対策のための北京IPGとの初の合同プロジェクトとなる「在中国日系企業知的財産権・摘発支援情報

集」を作成しました。2004年度はこれをツールとして、一層、中国政府機関、業界団体、企業との連携を強化し、またこれまで手付かずであった欧米政府機関、業界団体、企業との連携にも積極的に取り組み、日系企業の中国における知的財産権問題の改善に資する活動を実施していく、これが活動方針の基本でございます。

活動内容の概要につきまして、以下の5つの項目を考えております。まず第1番目に、「中国政府機関、業界団体、企業との積極的な意見交換の実施」。2003年度は上海市工商局、上海税関、浙江省工商局、浙江省技術監督局、浙江省知産局、杭州税関との意見交換を実施しました。2004年度は、在中国日系企業知的財産権・摘発支援情報集を活用し、日系企業の知的財産権問題改善に向け、さらに多くの中国政府機関等との意見交換を実施します。

2番目、「欧米政府機関、業界団体、企業との連携の模索」。模倣品対策に積極的な日、米、欧の企業の集まりであるQ B P C メンバーとの意見交換を皮切りに、欧米企業や欧米業界団体との連携を模索します。

3番目、「日本からの訪中団体等との積極的な交流」。日本からの業界団体ミッショント、政府関係者等の訪問時には可能な限り意見交換を開催し、さらなる連携強化を図ります。

4番目、「北京I P Gとの連携強化」。北京I P Gとの連携をスムーズにするため定期的な交流を図ります。

5番目、「情報発信の拡大」。2003年、ジェトロ上海センターのホームページ上に開設した上海I P G関連コーナーの充実を図り、さらなる情報発信に努めます。

これらの活動方針、また活動の概要、これらを基本に、これから2004年度の毎回の行事につき、さらにこの運営幹事会の皆さま方といろいろと知恵を出し合い、これを具体的に実行していく方針でございます。以上でございます。

水田賢治（ジェトロ上海センター）

それでは、いまお話のありました2003年度上海I P G活動の総括および今年度の活動について、何かご意見、ご質問はございませんか。本日はわりと時間を多目に取ってあり、せっかくの機会なので、メンバーの方々からもっとこうしたほうがいいというご意見がありましたら、是非伺いたいと思います。

竹本一志氏（サントリー）

私は東京から参加させていただいておりまして、I P G、特に幹事の方々に厚く御礼申し上げます。いつもありがとうございます。活動内容をお聞きしていくつかお伺いしたいと思います。1点目は、情報発信が9月からちょっと滞っているというようなお話をございました。これにずっと参加させていただいているが、いろいろな企業の方々が講演された内容などはかなり充実しているものが数多くありますので、この点については重要な方向かなと思いました。

もう1点ございますのは、私は日本知的財産協会のフェアトレード委員会という所に所

属し、現在、日中の民間で協力して知的財産問題を議論するようなフォーラムを経済の発展地である上海で開催するという課題を預かっておりまして、今後、検討を進めていきたいなと思っております。中国側のカウンターパートとして中国専利保護協会、これは知識産権局の敷地の中にありますが、聞きますと行政からは独立した民間組織ということですので、ここと協力して今後詰めていきたいと思っております。それといろいろな問題を議論する中での活動が深くこの上海IPGの活動と関連してくると思っておりまして、できれば活動の1つとして今後ご相談させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

水田賢治（ジェトロ上海センター）

どうもありがとうございました。私は上海IPGの事務局ですが、知財問題の関心が非常に高いということで、4月から知的財産の仕事専属になりますし、さらにうちに1人中国人スタッフを雇う予定にしています。ホームページの更新については、いつも頭のどこかに引っかかるつけておりまして、言い訳になってしまいますが、いつも後回しになっています。そこは特に日本の知財関係者からもホームページを非常に高く評価していただいていると認識していますので、早急に対応したいと思っています。どうぞお許しください。

それから、日本知的財産協会の中国版に当たる中国専利保護協会が昨年の10月に北京で発足し、私も先週北京IPGの会合に参加する前に協会を訪問しました。思ったよりはしっかりしている所かなという印象を持ちました。今後は業界団体同士の交流の場をどんどんつくると言っていました。

ところで、ちょうど私の右斜めに座っておられる北京IPGのメンバーの方は知財の専門家であり、IPGの発足も上海よりも2年早いということで、いろいろな経験もされています。私も先週、北京IPG会合に参加したときに、上海との連携を強化していくべきという話もありました。せっかくですから、本日北京から来られた皆様から何かご意見など一言お願いします。

木下敏生氏（日立）

突然のご指名なのですが、私はこちらにも、また北京IPGにも所属しております日立の木下です。北京はたまたま関係当局が集まっているということで、それに従いまして知財の専門の方、ここに今日お集まりの本田の別所さん、東芝の朝日さん、オリンパスの後藤さんがおいでになりました。特許出身、商標出身、意匠出身、著作権出身、そういうバックグラウンドを持った方が多いのです。それで、いろいろな活動をやる中で模倣品問題はかなりウエイトが高いのですが、それだけではなくて中国における特許の管理がどうあるべきか、職務発明の問題はどうするべきか、その他知財にかかわる人たちをどう教育・啓蒙したらいいのか、自分たちのスタッフ、ナショナルスタッフといいましょうかローカルスタッフのスキルアップをどうしたらいいのか、というようなことまで考えて活動しよ

うとしております。また、2004年度の上海IPGの活動とほとんど同じようなことをやるのがメインの活動になるのですが、それ以外に具体的に、例えば同じような模倣品問題を抱えている会社が集まって共同のレイドをするという大きなプロジェクトを動かすような活動も行っています

この上海IPGとの連携という意味では、昨年度この支援集を出したということが非常に大きなきっかけとなっているのではないかと思います。やはり中国においてやれ上海だ、やれ北京だ、やれ広州だと言っている場合ではなくて、日本と中国といいましょうか、海外企業というか、海外と中国というふうに考えないといけない時代になっているのは当然でありますし、そのためには最大限の力を発揮するための方法論はどうあるべきかということを考えようとしているのではないかと思います。それは上海IPGの方も同じだと思いますので、こういう権利支援集を出したということを、さらに次に何か同じような共同の連携プレーができないか、ということを考えて活動していくべきではないかなと考えております。

別所弘和氏（本田技研工業）

いま木下北京IPG副グループ長から紹介がありましたが、もう少し具体的なところで北京IPGの今年度の活動をご紹介します。共同レイドでありますとか、外部団体との連携というのはいまのご紹介のとおりですけれども、ほかにアニュアルレポート作成。それからジェトロの調査事業との連携の下に実施する、例えば再犯率の原因解明などの調査研究。また、模造品問題ではありませんけれども、以前レポートを出した発明の保証制度。これは進出している企業の皆さんには関心が高いかと思います。まだ決まっているわけではありませんけども、例として考えております。

先ほど若干説明がありましたけども、ナショナルスタッフの交流会実施しようというアイディアがありまして、これは相互の啓発とか、そういった知財・知識の向上とか、そういうものを目指してやろうということを今年の新しいテーマとして考えています。2004年度の北京IPGの活動紹介です。

朝日智士氏（東芝）

東芝の朝日です。もう木下北京IPG副グループ長並びに本田の別所さんからほぼすべてお話をいただいたので、特に付け加えることというわけではないのですけれども、実際、共同レイドを去年、実は東芝もやらせていただきまして、非常に各社さんの協力を得て成功を収めました。これは一部、時事通信さんで、すでに報道されていると思うのですけれども、VCDプレーヤー、DVDプレーヤーの偽物の摘発を深?でやりまして、私どもと松下さん、三洋さんが摘発の実際のリーダーシップを取った3社によって摘発の結果を出すことができました。私の会社はQBCのほうにも入っておりまして、QBCでも似たようなことをやったことがあるのですが、実はあちらではあまりうまくいかなかったので

す。しかし、やはり日系企業同士だったというのもあるのか、あと知財の担当がたまたま北京にいたことがあるのか、かなりスムーズに仕事を運ぶことができて、ほかの会社からも非常に協力を得られたので、このスキームについては今期も特許庁さんの予算のほうは付いているというふうに聞いております。今期に関しては電機だけではなくて、ほかの業界の方もプロジェクトプランをご提案されて、承認が得られれば、我々がやったのをフォローアップしていただいて、ほかの業界でも成果が出せるのではないかというのをちょっと感じております。

後藤光夫氏（オリンパス）

どうも初めまして。北京にいますオリンパスの後藤といいます。いま駐在員として知財を担当しています。今日は初めて上海のほうに参加させていただきました。これからよろしくお願ひいたします。私はサントリーの竹本さん、あるいは本田の別所さんと、あとほかに何人かいらっしゃるかと思うのですけども、5月初めの官民合同ミッションに参加させていただきました。先ほど共同レイドという話もございましたし、いま精密業界においてカメラ用の2次電池の危険な模倣品の問題が結構出ていますので、今期は是非その辺で各社と連携しながらやっていきたいなど個人的に思っているところです。

自動車業界、製薬業界など、いろいろな業界でレイドあるいは模倣品対策をいま積極的にやられているかと思います。いまだ精密業界あるいはカメラ関係は、なかなかまだ連携してという形で行っていませんので、そういうところを参考にしながら皆さんの意見等も聞きながら進めていかなければなと思います。

あと、私は北京IPGに参加させてもらっていますが、上海のほうにも、これから是非機会があればどんどん参加し、いろいろな方と情報交換をさせていただければなと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

水田賢治（ジェトロ上海センター）

続きまして、先ほどお話のありました権利集については、この会合で毎回、その進捗状況等について説明していますが、本日も現状報告させていただきます。

まず、中国政府機関への配付状況については、「全国市場経済秩序整頓規範化指導小組弁公室」、「工商局」「技術監督局」、現在、国家、あるいは浙江省、広東省、それもその省政府だけ、あるいはその下の市に配付されている状況が書いてあります。1つだけこの中で公安局についてはまだ未配付になっておりまして、これは早急に配付する予定です。

前回の上海IPG会合以降どんな活用をしてきたかということを説明します。3月13日に中国の『工商報』という工商行政管理局が所管している新聞に全面広告を掲載しました。これについては、権利集に参加された皆さんには一部ずつ配付しております。さらに時事通信、NNA等で紹介され、3月24日に浙江省で開催しましたエンフォースメントセミナーで浙江省の省および省内各市の当局に対して権利集を初めて配付しました。このときは

中国側から約 60 名の知財関連政府関係者が参加しました。

3月 29 日にはアメリカの『ファイナンシャル・タイムズ』が、日本がこういう権利集を作ったということを紹介しています。4月に入ってからは、『工商報』に広告が掲載されたこともあり、河南省、遼寧省といった地方の各工商行政管理局から冊子がほしいという要請があり、郵送しました。

また、『週刊ダイヤモンド』にも紹介されました。さらに、労働節前の4月最終週に、だいぶスケジュールが遅れてしましましたが、北京の国家工商行政管理総局商標局、国家質量技術監督局、国家知識産権局、税関総署を訪問して冊子を手交し、各省政府に対しての送付の了承、取締活動への支援・監督を要請しました。

その後、先ほどもお話がありましたけれども、連休明けの5月 10 日から 14 日に行われた日本の官民合同ミッションの際にも、中央政府機関、および広東省の工商行政管理局と質量技術監督局を訪問した際に、本冊子を手交しています。

また、ジェトロ理事長の渡辺が先日小泉総理を訪問した際、この権利集を見せたところ、非常に関心をもって見ていたということで、日本のトップにもこの冊子がいて、こういう活動をやっているということを非常に評価していただいたという非常に嬉しいお知らせがありました。

今後については皆さんにもお詫びをしなければいけないのですが、1ヶ月ぐらい前に、各地域の省政府、あるいはどこかの地域でセミナーや意見交換会をやるというお話をしていたかと思いますが、予定が遅れており、来週早々に各省および直轄市の当局に対して北京と上海の I P G グループ長の連名で合計約 3,000 部を郵送することになっています。

その後は北京とも意見調整を図りながら、どういった地域、どういうやり方でセミナーを行うかを早急に決めていこうと考えています。この冊子もずっと使えるわけではありません。作ってなるべく早目に活動しなくてはいけないこともありますので、これを今年度は積極的にどんどん使っていくということを考えています。

現状はこのようになっていますが、今後こうしたらしいとか、これまでの活用状況について、もし何かご意見等がありましたらよろしくお願いします。

津田小亮グループ長（住友化学）

お手元にある資料のうち「参考」に「ビジネスを発展させる商標の効果」というのがあります。ご専門の方はここに書いてあることはもう当たり前だと思われるでしょうが、私自身はこの商標など、いろいろのことを関係者と話しておりますときに、「もの言わぬセールスマン」という言葉を聞いて、何かちょっとふっと気がついたというか、目新しいというのか、商標の重要性ということがこの言葉を聞いて非常によくわかりました。それでご参考までに皆さんに配付させていただきました。

この「商標」という本当の意味、これをまた宇野さんのほうからご解説いただきたいと思います。皆様方の本社関係者の方々に、商標が重要と言っても、何かピンとこない、も

う一つだなというのがある場合、ここで「もの言わぬセールスマン」という表現がその重要性を非常に端的に表しているというふうに思いました。

宇野元博氏（オムロン）

上海 I P G の幹事のメンバーはよくメールで意見交換をしています。昨日も、津田さんからこういう資料があるよということで回覧していただいたのですけども、「もの言わぬセールスマン」というのはちょうど 10 何年か前で、何か聞き覚えがあって、雑談交じりに話せるのです。

商標というのは、基本的に出所表示機能、品質保証機能、広告宣伝機能、何だか 3 つの機能を持つものだと言われているわけだ、と昔勉強したなというのを思い出しました。要するに、この 3 つのうちどれかが、または全部が侵害されていた場合、これも「商標侵害」と一般的に言うそうです。いま、模倣品対策ということで中国に出てこられている各社さん、我々を含めてみんな苦労しているわけなのです。

ここにも書いてあるように、「ビジネスの財産」ということで、我々はこの商標というものに磨きをかけるというか、積極的には「ブランド戦略」「広告を打ってブランド価値を高めて企業価値を高める」「時価総額に直結する」といろいろ最近言われています。そういうプラス的なところ、そして模倣品対策、いわゆる権利を防ぐ、よその侵害から守るというのは両輪でございまして、常に我々ユーザー側、権利者側としてはこの両方を考えて活動しなければならないのだろうなと考えています。

今回、津田さんのほうからトピックス的に情報提供があったわけなのですが、皆さんはいろいろな情報をお持ちだと思いますので、今後もこういう軽い形でいろいろな有効な資料などを見つけたら、前日でも構いませんのでいろいろ情報提供と説明などをしていただけだと、少しでも皆さんのがビジネス活動の参考になるかなと思いましたので、紹介いただきました。簡単ですが以上です。

水田賢治（ジェトロ上海センター）

宇野さん、どうもありがとうございました。引き続き、Johnson&Johnson の Mr.JACK CHANG に講演をしていただきます。彼は英語も堪能なのですが、本日は中国語で話されますので、日本語に通訳していただきます。お手元に 1 部、主に Q B P C の活動等については日本語に翻訳した資料がありますので、それも参考にしていただければと思います。Johnson&Johnson の対策については本人のご希望もあり、本日はレジュメは配付しません。それではよろしくお願ひします。

【講演】

Johnson & Johnson の中国における模倣品対策と QBPC の活動について

Johnson & Johnson 助理総法律顧問 総部法律顧問室
QBPC (Quality Brands Protection Committee) 主席
JACK CHANG (張為安) 氏

Johnson & Johnson の JACK CHANG 氏より、同社の中国における模倣品対策と QBPC の活動について講演。講演内容については公表しない。

水田賢治（ジェトロ上海センター）

時間が超過したので 1 つだけ連絡ですが、次回は 7 月 30 日に会合を行います。場所は同じくここです。次回は、本日皆さまに配付しました前回のアンケート集計結果にもありました、その中で関心が一番高かった、私もずっとやりたかった内容です。最近営業秘密の流出、技術流出に関して相談が増えています。2 年ぐらい前に、経済産業省が「企業の知的財産戦略構築の参考とするための 3 つの指針」を策定・公表しました。3 つの指針というのは、「知的財産の取得・管理指針」「営業秘密管理指針」「技術流出防止指針～意図せざる技術流出の防止のために～」という 3 つの指針を出しています。これについて経済産業省知的財産政策室の担当者をお招きして、2 時間ぐらいお話をさせていただくことが決まりましたので、近いうちに案内を出します。

本日も長時間にわたり上海 I P G にご参加いただきありがとうございました。本日ご講演いただいた Johnson&Johnson の Mr.JACK CHANG にもう一度大きな拍手をお願いします。Q B P C という積極的な団体とも今後できるだけ交流を図っていきたいと思います。今後さらに I P G の活動が発展していくことを願っています。本日はどうもありがとうございました。